

# 宮崎県公報

令和4年3月23日(水曜日)号外 第 13 号

発 行 호

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

#### 次 目

百

- ○宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規
  - 則の一部を改正する規則……………………(医療薬務課) 1 ○宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程
- ○港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する
  - 規則の一部を改正する規則…………(港湾課)2
- ○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する

規則………(会計課) 6

県議会規則

○宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則…………12

県議会告示

- 及び宮崎県政務活動費の交付に関する規程の一 部を改正する告示………………13
- ○県議会文書取扱規程の一部を改正する告示……………13

#### 覞

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第13号

#### 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則(平成31年宮崎県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(専門研修)

- 第2条 条例第1条の規則で定める研修は、次のとおりとする。
- (1) 医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基 づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若 しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚 生労働省告示第 108号) 第1条第2号の規定により研修体制、 試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生 労働大臣に届け出た団体が行う医師の専門性に関する認定を受

けるための研修

(2) [略]

(3) 前2号に掲げる研修に準ずるものとして知事が適当と認め る研修

(指定医療機関)

第4条 条例第2条第3号の規則で定めるものは、宮崎市、国富町|第4条 条例第2条第3号の規則で定めるものは、病院(医療法( 及び綾町を除く市町村に所在する病院(医療法(昭和23年法律第 205号) 第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。) 又は診療所(同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。) (産科にあっては、分娩施設を有するものに限る。以下同じ。) のうち、次に掲げる病院又は診療所の特定診療科とする。

(1)~(3) [略]

(貸与の額)

第7条 条例第4条第1項の規則で定める額は、月額15万円とする

(貸与の申請)

第8条 研修資金の貸与を受けようとする者は、研修資金貸与申請|第8条 研修資金の貸与を受けようとする者は、研修資金貸与申請

(専門研修)

第2条 条例第1条の規則で定める研修は、次のとおりとする。

<u>(1)</u> [略]

(2) 前号に掲げる研修に準ずるものとして知事が適当と認める 研修

(指定医療機関)

- 昭和23年法律第 205号) 第1条の5第1項に規定する病院をいう
  - 。以下同じ。)又は診療所(同条第2項に規定する診療所をいう
  - 。以下同じ。)(産科にあっては、分娩施設を有するものに限る
  - 。以下同じ。)のうち、次に掲げる病院又は診療所の特定診療科 とする。

(1)~(3) 「略]

(貸与の額)

第7条 条例第4条第1項の規則で定める額は、月額10万円とする

(貸与の申請)

#### 令和 4 年 3 月 23 日(水曜日) 号外 第 13 号

## 宮崎県公報

書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し なければならない。

- (1) [略]
- (2) 医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証の写し
- (3)・(4) [略]

書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し なければならない。

- (1) [略]
- (2) 医師法第16条の6第2項の臨床研修修了登録証の写し
- (3)・(4) [略]

別記様式第4号中「月額15万円」を「月額10万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の第4条及び第7条の規定は、この規則の施行の日以後に新たに研修資金の貸与を受けた者について適用し、同 日前から引き続き研修資金の貸与を受けている者及び同日前に研修資金の貸与を受けていた者の指定医療機関及び研修資金の貸与の額に ついては、なお従前の例による。

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第14号

#### 港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則(昭和38年宮崎県規則第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改正前 改正後

(許可期間)

に係る許可の有効期間は、1年(工作物の設置を目的とする占用 にあっては、3年)以内とする。有効期間が満了した場合におい て、これを更新しようとするときの期間についてもまた、同様と する。

(許可の表示)

- 第4条 条例第9条又は法第37条第1項の許可を受けた者(条例第 9条の規定により係留施設のうち桟橋、岸壁、物揚場及び船揚場 (プレジャーボートを係留させるために専用使用する場合)の使 用許可(以下「プレジャーボート係留用施設使用許可」という。 )を受けた者及びプレジャーボートを陸域で保管するために荷さ ばき地、野積場及び駐車場の使用許可(以下「プレジャーボート 陸域保管施設使用許可」という。)を受けた者を除く。)は、知 事の指示に従い使用者の住所及び氏名、許可の内容並びに許可期 間を記載した標札を掲示しなければならない。
- 2 [略]

(工事の着手及び竣功の届出)

第5条 条例第9条又は法第37条第1項第1号若しくは第3号の規 定により許可を受けて工事を施行しようとする者は、工事に着手 したとき及び工事が完了したときはそれぞれの着手した日又は完 了した日から、7日以内にその旨を知事に届け出て、検査を受け なければならない。

(貨物通過報告)

第7条の2 条例第9条の規定により係留施設使用許可を受けた者 | 第7条の2 条例第9条第1項の規定により係留施設使用許可を受 (宮崎港マリーナ施設のうち係留施設の使用許可を受けた者及び プレジャーボート係留用施設使用許可を受けた者を除く。) で貨 物の積卸しをしたものは、前月中に取り扱った貨物について、毎 月5日までに、貨物通過報告書を知事に提出しなければならない

(係留実績報告)

第7条の3 条例<u>第9条</u>の規定により係留施設使用許可を受けた者|第7条の3 条例<u>第9条第1項</u>の規定により係留施設使用許可を受

(許可期間)

第2条の3 条例<u>第9条</u>又は法第37条第1項第1号若しくは第2号 | 第2条の3 条例<u>第9条第1項</u>又は法第37条第1項第1号若しくは 第2号に係る許可の有効期間は、1年(工作物の設置を目的とす る占用にあっては、3年)以内とする。有効期間が満了した場合 において、これを更新しようとするときの期間についても、同様 とする。

(許可の表示)

- 第4条 条例第9条第1項又は法第37条第1項の許可を受けた者( 条例第9条第1項の規定により係留施設のうち桟橋、岸壁、物揚 場及び船揚場(プレジャーボートを係留させるために専用使用す る場合)の使用許可(以下「プレジャーボート係留用施設使用許 可」という。)を受けた者及びプレジャーボートを陸域で保管す るための荷さばき地、野積場及び駐車場の使用許可(以下「プレ ジャーボート陸域保管施設使用許可」という。)を受けた者を除 く。)は、知事の指示に従い使用者の住所及び氏名、許可の内容 並びに許可期間を記載した標札を掲示しなければならない。
- 2 [略]

(工事の着手及び竣功の届出)

第5条 条例第9条第1項又は法第37条第1項第1号若しくは第3 号の規定により許可を受けて工事を施行しようとする者は、工事 に着手したとき及び工事が完了したときは、それぞれの着手した 日又は完了した日から7日以内にその旨を知事に届け出て、検査 を受けなければならない。

(貨物通過報告)

けた者(宮崎港マリーナ施設のうち係留施設の使用許可を受けた 者及びプレジャーボート係留用施設使用許可を受けた者を除く。 )で貨物の積卸しをしたものは、前月中に取り扱った貨物につい て、毎月5日までに、貨物通過報告書を知事に提出しなければな らない。

(係留実績報告)

(宮崎港マリーナ施設のうち係留施設の使用許可を受けた者、プ レジャーボート係留用施設使用許可を受けた者及び遊漁船(遊漁 船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第2項 に規定する遊漁船をいう。以下同じ。) に係る係留施設使用許可 を受けた者を除く。)は、前月中の係留実績について、毎月5日 までに、係留実績報告書を知事に提出しなければならない。

(可動橋使用実績報告)

第7条の4 条例第9条の規定により可動橋の使用許可を受けた者 は、前月中の可動橋使用実績について、毎月5日までに、可動橋 使用実績報告書を知事に提出しなければならない。

(船舶給水施設使用実績報告)

第7条の5 条例第9条の規定により船舶給水施設の使用許可を受 けた者は、前月中の船舶給水施設使用実績について、毎月5日ま でに、船舶給水施設使用実績報告書を知事に提出しなければなら ない。

(期間満了等の届出)

第7条の6 条例第9条並びに法第37条第1項第1号、第2号及び 第3号の許可の期間が満了した者(当該許可について許可期間の 更新を受けた者を除く。)、当該許可が取り消された者又は当該 許可に係る行為を廃止した者は、知事に届け出なければならない 。この場合において、原状回復をしなければならない者は、併せ て当該原状回復の完了の検査を受けなければならない。

(許可申請書)

- 第8条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、それぞれ当 該各号に掲げる許可申請書(法人の場合にあっては役員名簿(別 記様式第1号)を含む。)を知事に提出しなければならない。 (1)~(2)の4 [略]
  - (3) 条例第9条第1項前段の規定による使用の許可(前各号及 び次号から第11号までに掲げる許可に該当するものを除く。) 港湾施設(荷さばき地等)使用許可申請書(別記様式第3号
  - (4) 条例第9条第1項前段の規定によるひき船の使用の許可 ひき船使用許可申請書兼配船希望願(別記様式第4号)
  - (5) 条例第9条第1項前段の規定による船舶給水施設の使用の 許可 船舶給水施設使用許可申請書(別記様式第5号)

(6)~(16) [略]

(電子情報処理組織による申請等及び処分通知等)

- 第9条の2 細島港、油津港及び宮崎港に係る第8条第2号、第3 号、第4号及び第5号に規定する申請書並びに前条第2号に規定 する届書は、第8条及び前条の規定にかかわらず、法第50条の2 第6項第1号に規定する電子情報処理組織を使用して提出するこ とができる。
- 2 [略]

(書類の経由)

て提出しなければならない。

別記様式第1号の2中「圓」を削る。 別記様式第2号中

べて当該港湾を管轄する土木事務所長又は港湾事務所長を経由し

けた者(宮崎港マリーナ施設のうち係留施設の使用許可を受けた 者、プレジャーボート係留用施設使用許可を受けた者及び遊漁船 (遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条 第2項に規定する遊漁船をいう。以下同じ。) に係る係留施設使 用許可を受けた者を除く。)は、前月中の係留実績について、毎 月5日までに、係留実績報告書を知事に提出しなければならない

(可動橋使用実績報告)

第7条の4 条例第9条第1項の規定により可動橋の使用許可を受 けた者は、前月中の可動橋使用実績について、毎月5日までに、 可動橋使用実績報告書を知事に提出しなければならない。

(船舶給水施設使用実績報告)

第7条の5 条例第9条第1項の規定により船舶給水施設の使用許 可を受けた者は、前月中の船舶給水施設使用実績について、毎月 5日までに、船舶給水施設使用実績報告書を知事に提出しなけれ ばならない。

(期間満了等の届出)

- 第7条の6 条例第9条第1項並びに法第37条第1項第1号、第2 号及び第3号の許可の期間が満了した者(当該許可について許可 期間の更新を受けた者を除く。)、当該許可が取り消された者又 は当該許可に係る行為を廃止した者は、知事に届け出なければな らない。この場合において、原状回復をしなければならない者は 、併せて当該原状回復の完了の検査を受けなければならない。 (許可申請書)
- 第8条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、それぞれ当 該各号に掲げる許可申請書(法人の場合にあっては役員名簿(別 記様式第1号)を含む。)を知事に提出しなければならない。 (1)~(2)の4 [略]
  - (3) 条例第9条第1項前段の規定による使用の許可(前各号及 び次号から第12号までに掲げる許可に該当するものを除く。) 港湾施設(荷さばき地等)使用許可申請書(別記様式第3号
  - (4) 条例第9条第1項前段の規定による可動橋の使用の許可 可動橋使用許可申請書(別記様式第4号)
  - (5) 条例第9条第1項前段の規定によるひき船の使用の許可 ひき船使用許可申請書兼配船希望願(別記様式第5号)
  - (6) 条例第9条第1項前段の規定による船舶給水施設の使用の 許可 船舶給水施設使用許可申請書(別記様式第6号)

(7)~(17) [略]

(電子情報処理組織による申請等及び処分通知等)

- 第9条の2 細島港、油津港及び宮崎港に係る第8条第2号、第3 号、第5号及び第6号に規定する申請書並びに前条第2号に規定 する届書は、第8条及び前条の規定にかかわらず、法第50条の2 第6項第1号に規定する電子情報処理組織を使用して提出するこ とができる。
- 2 [略]

(書類の経由)

第12条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、す│第12条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、全 て当該港湾を管轄する土木事務所長又は港湾事務所長を経由して 提出しなければならない。

## 令和 4 年 3 月 23 日 (水曜日) 号外 第 13 号 宮 崎 県 公 報

	H (300EH) 371	<u> </u>	門 木 五	<u>+K</u>	
保障契約締結の有無	保障契約証明書等の都	番号(保障契約証明書等を	有している場合)	を	
【 有 • 無 】					
保障契約締結の有無	保障契約証明書等の都	番号(保障契約証明書等を	有している場合)		
【有・無】	一般船舶等保障契約	<b> </b> 打証明書			
	難破物保障契約証明	月書		1-	
	CLC条約証書			に、	
	バンカー条約証書				
	ナイロビ条約証書				
備				,	ŧ
考					_
V(4/3) 2.4% 100.1		Contractor (Mayoralan)		01 201 000 2 2 2 2 2	
				0トン以上 300トン未満の	
備			していない場合の記入事	<b>事項」の欄の全ての項目を</b>	
記載することで、   考	保障契約証明書等に作	弋えることができる。		l l	こ改める。
3					
別記様式第2号の2及び	び別記様式第2号の4中	中「⑪」を削る。			
	「添付図	図書類			
	(1)	船舶検査証書及び船舶	検査手帳の写し		
記様式第2号の5中	「⑪」を削り、 (2)		。 部が写されているもの)	を	
	(3)				
《付図書類	(0)	中明八の正八示人は圧	TAYON BLOOM C	_	
	及び船舶検査手帳の写し				
	A舶の全部が写されてい En いまちなます。の				
	票又は運転免許証の写し				
(4) 遊漁船登録証の					
『記様式第3号中「⑭」					
別記様式第6号を削り、	別記様式第5号を別詞	己様式第6号とし、別記様	式第4号を別記様式第5	5号とし、別記様式第3号の次に	こ次の1様
を加える。					

様式第4号(第8条関係)

# 可動橋使用許可申請書

年 月 日

殿

住所又は所在地 申請者 氏 名・名 称 連 絡 先 (法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

港	湟	<b>か</b> う	名	
船			名	
総	ŀ	ン	数	
係	留	場	所	
使	用	期	間	
使	用	口	数	
備			考	

(注) この申請書は、1部提出すること。

添付図書類

使用期間内における運航計画書

別記様式第7号から別記様式第9号まで、別記様式第11号から別記様式第18号まで、別記様式第20号から別記様式第22号(その2)まで 及び別記様式第25号から別記様式第27号(その2)までの規定中「⑩」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則(以下「改正前の規則」という。
- )の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則 の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することが できる。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第15号

#### 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

古崎未収八皿帆木が爬りがたりの一郎と以上するがだり					
宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)の一部	を次のように改正する。				
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定	に下線で示すように改正する。				
改正前	改正後				
(売りさばき人の義務)	(売りさばき人の義務)				
第11条 [略]	第11条 [略]				
2・3 [略]	2・3 [略]				
4 売りさばき人は、証紙の買受けに使用する印影を収入証紙売り					
さばき人印影届(別記様式第7号)により所轄の所長に届け出な					
<u>ければならない。</u>					
<u>5~8</u> [略]	<u>4~7</u> [略]				
(証紙の買戻し)	(証紙の買戻し)				
第17条 [略]	第17条 [略]				
2 [略]	2 [略]				
3 前2項の規定は、 <u>第11条第7項</u> の規定による届出人に準用する	3 前2項の規定は、 <u>第11条第6項</u> の規定による届出人に準用する				
0	0				
(証紙の交換)	(証紙の交換)				
第18条 売りさばき人は、次に掲げる証紙がある場合は、収入証紙	第18条 売りさばき人は、次に掲げる証紙がある場合は、収入証紙				
交換請求書(別記様式第16号)により証紙取扱者にその交換を請	交換請求書(別記様式第16号)により証紙取扱者にその交換を請				
求することができる。ただし、第1号に該当する場合は、証明を	求することができる。				
<u>付さなければならない。</u>					
(1) 売りさばき人の故意又は <u>、過失</u> によらないで <u>汚染又は</u> 損傷	(1) 売りさばき人の故意又は <u>重大な過失</u> によらないで <u>汚染し、</u>				
した証紙でその使用が適当でないと認められるもの	<u>又は</u> 損傷した証紙でその使用が適当でないと認められるもの				
(2) [略]	(2) [略]				
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)				

- 1 [略]
- 2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に 基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの

(1)~(226) [略]

(227) 調理師試験手数料

(228)~(440) [略]

- 1 [略]
- 2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に 基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの
  - (1)~(226) [略]

(227)~(439) [略]

- (440) 畜舎建築利用計画認定申請手数料
- (441) 畜舎建築利用計画変更認定申請手数料
- (442) 届出前における畜舎等の仮使用認定申請手数料
- (443) 認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請手数料
- (444) 認定計画実施法人の合併認可申請手数料
- (445) 認定計画実施法人の分割認可申請手数料
- (446) 畜舎等の敷地等と道路との関係の建築認定申請手数料

宮崎県公報	令和 4 年 3 月 23 日 (水曜日) 号外 第 13 号		
(441)~(480) [略]	(447)~(486) [略]		
(481)~(577) [略]			
	(586) マンション管理計画認定更新申請手数料		
	(587) マンション管理計画変更認定申請手数料		
(578)~(592) [略]	(588)~(602) [略]		
3 [略]	3 [略]		
4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第	4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第		
40号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの	40号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの		
(1)~(92) [略]	(1)~(92) [略]		
(93) 運転技能検査手数料	(93) 検査手数料		
(94)~(98) [略]	(94)~(98) [略]		
(04) (00) [mg]	(99) 運転技能検査手数料		
(99)~(117) [略]	(100)~(118) [略]		
「 <u>(99)」(117)</u> 「岬)   5~7 「略]			
	5~7 [略]		
	Th. 47   Th. 44		
別記様式第1号中 検収日 の を	検収日に改める。		
受入日	受入日		
日は日松子笠目日と初のようにおよっ	J		
別記様式第5号を次のように改める。			
1			

様式第5号(第10条関係)

(表)

(衣)				
	収入証紙売りさばき人指定申請書			
申請者の住所				
(フリガナ) 氏 名 (商号・代表者名)				
職業				
売りさばき所の 所 在 地 及 び 電 話 番 号				
添付書類に〇を 付すこと。)	1 売りさばき所の所在地図 2 定款、寄附行為又は規約等 3 預金現在高に関する金融機関の証明書 4 債権者登録申出書兼口座振替支払申出書 5 その他( )			
上記のとおり収入 条の規定により申請	・ 、証紙売りさばき人として指定くださるよう宮崎県収入証紙条例施行規則第10 青します。			
年	月日			
宮崎県知事	殿			
	住所			
	氏 名			

(裏)

## 役 員 等 一 覧 表

役 職 名 等	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別
		年 月 ほ	1
		年 月 月	1
		年 月 日	1
		年 月 日	1
		年 月 日	1
		年 月 [	1
		年 月 日	1
		年 月 日	1
		年 月 日	1
		年 月 日	1

- 注 1 この役員等一覧表は、申請者が宮崎県収入証紙条例施行規則第10条第1項第3号の規定に掲げる者で ある場合において、次に掲げる者について記載してください。
  - (1) 法人にあっては、役員全員及び支店等を代表する者で役員以外の者
  - (2) 法人格を有しない団体にあっては、代表者及び役員として活動している者
  - (3) 個人にあっては、その者
  - 2 この役員等一覧表を宮崎県が宮崎県警察本部に照会することがあります。
  - 3 虚偽の記載等を行った場合には、収入証紙売りさばき人の指定を取り消すことがあります。

様式電子号 前除  第記録式電の号中  (年 月 日  (京韓紙会)管理者 版  (本 月 日  (本 京韓紙会)管理者 版  (本 月 日  (本 京韓紙会)管理者 版  (本 京韓紙会)を表現る の  (本 京韓紙会)を表現る 成  (本 京韓紙会)を表現る の  (本 京韓経会)を表現る の  (本 京韓紙会)を表現る の  (本 京韓経会)を表現る の  (本 京韓紙会)を表現る の  (本 京韓紙会)を表現る の  (本 京韓紙会)を表現る の  (本 京韓経会)を表現る の  (本 京韓経会)を表現る の  (本 京韓経会)を表現る の  (本 京韓紙会)を表現る の  (本 京韓経会)を表現る の  (本 京韓経会)を	別記様式第7号を次の	Dように改める。					
明記録式第19号中   「前線操会計管理者 投 下記の収入証報を請求します。							
年月日 宮崎民会計管理者 版 下記の収入証拠を請求します。  「出納事 写 年月日 宮崎駅会計管理者 酸 下記の収入証拠を対しました。 年月日 宮崎駅会計管理者 酸 「上記の収入証拠を受領しました。 年月日 定域を表す。 「上記の収入証拠を受領しました。 年月日 定域を表す。 「上記の収入証拠を受領しました。 「上記の収入証拠を受付します。」 「出納事号 年月日 を	Γ				1		
関記様式第95中   空物保会計管理者 限   下記の収入郵報を請求します。			上出 納	番号	_		
正説の収入運搬を禁吹します。					٠.		
出納養与   年 月 日   に、   一	別記様式第9号甲				\ \&		
出納番号		ト記の収入証紙を請氷します。 		红纸的机类 同			
国納会方  中月日   上記の収入証拠を受領しました。				並紅取奴名 型	]		
出納寄号   年 月 日   15、   15   15   15   15   15   15   1	 				_		
第編集会計管理者 段 下記の収入証紙を請求します。  「上記の収入証紙を受領しました。 年月日 証紙収扱者 団 営輸集会計管理者 段  「上記の収入証紙を受領しました。 年月日 証紙収扱者 団 選紙収扱者 団 選紙収扱者 日 国 証紙収扱者 日 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国			出納番号				
空的場合計算理者 戦			L				
正記の収入証紙を誇求します。    上記の収入証紙を受領しました。	宮崎県会計管理者	<b>新</b>		に、			
上記の収入証紙を受領しました。  中 月 日			証紙取扱者				
上記の収入証紙を受領しました。	下記の収入証紙を	を請求します。					
年 月 日 ai 新取扱者 回 宮崎県会計管理者 敞  「上記の収入証紙を受領しました。 年 月 日 ai 新取扱者 に改める。 宮崎県会計管理者 敞  「 出納番号 年 月 日							
年 月 日 ai 新取扱者 回 宮崎県会計管理者 敞  「上記の収入証紙を受領しました。 年 月 日 ai 新取扱者 に改める。 宮崎県会計管理者 敞  「 出納番号 年 月 日	Γ						
年 月 日 ai 新取扱者 回 宮崎県会計管理者 敞  「上記の収入証紙を受領しました。 年 月 日 ai 新取扱者 に改める。 宮崎県会計管理者 敞  「 出納番号 年 月 日	ト記の収入証紙を	<b>と</b> 受領しました。					
京崎県会計管理者 殿  「上記の収入証紙を受領しました。 年 月 日 京崎県会計管理者 殿  「加納番号」 年 月 日 証紙取扱者 殿 下記の収入証紙を交付します。 「宮崎県会計管理者 国  「 加納番号」 年 月 日 日 証紙取扱者 殿 下記の収入証紙を交付します。 「宮崎県会計管理者 国  「 に改める。 「宮崎県会計管理者 国  「 に改める。 「宮崎県会計管理者 国  「 に改める。 「宮崎県会計管理者 国  「 に改める。 「 に改める。 「 の収入証紙を交付します。  「 別記様式第13号の2中 田納薄登記 年 月 日 即 を 出納薄登記 年 月 日 」  「 に改め、同様式中「命」を削る。 「 別記様式第16号中 「命」を削る。			年 月 日				
宮崎県会計管理者 殿  「上記の収入証紙を受領しました。 年 月 日 宮崎県会計管理者 殿  「記紙取扱者 殿 下記の収入証紙を交付します。  「監紙取扱者 殿 下記の収入証紙を交付します。 「宮崎県会計管理者 国  「正説が、同様式第13号の2中 出納簿登記 年 月 日 印 を 出納簿登記 年 月 日 印 」 と 出納簿登記 年 月 日 印 」 と に改め、同様式第13号の2中 「出納簿登記 年 月 日 印 」 と 「出納簿登記 年 月 日 回 」 と 回 る 「 」				を			
上記の収入証紙を受領しました。 年 月 日  宮崎県会計管理者 殿  「記紙取扱者 殿 下記の収入証紙を交付します。  「出納番号」 年 月 日 を 宮崎県会計管理者 国  「出納番号」 年 月 日 に改める。 宮崎県会計管理者 国  「正の収入証紙を交付します。  「記が表別に改める。 「国崎県会計管理者 国  「正の収入証紙を交付します。  「記が表別に改める。 「国」を削る。 「別記様式第13号の2中 出納簿登記 年 月 日 印 を 出納簿登記 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	宮崎県会計管理者	<b></b>					
上記の収入証紙を受領しました。 年 月 日  宮崎県会計管理者 殿  「記紙取扱者 殿 下記の収入証紙を交付します。  「出納番号」 年 月 日 を 宮崎県会計管理者 国  「出納番号」 年 月 日 に改める。 宮崎県会計管理者 国  「正の収入証紙を交付します。  「記が表別に改める。 「国崎県会計管理者 国  「正の収入証紙を交付します。  「記が表別に改める。 「国」を削る。 「別記様式第13号の2中 出納簿登記 年 月 日 印 を 出納簿登記 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日							
年 月 日 証紙取扱者 に改める。 宮崎県会計管理者 殿  別記様式第10号中 証紙取扱者 殿 下記の収入証紙を交付します。				_			
年 月 日 証紙取扱者 に改める。 宮崎県会計管理者 殿  別記様式第10号中 証紙取扱者 殿 下記の収入証紙を交付します。							
部紙取扱者 配紙取扱者 配紙取扱者 配紙取扱者 服 出納 番号 年 月 日 を 宮崎県会計管理者 面 「							
宮崎県会計管理者 殿  加祉 財政	年 年	月 日		に改める。			
別記様式第10号中 証紙取扱者 殿 下記の収入証紙を交付します。 宮崎県会計管理者 国	ch.t+.□ ∧ =1 //crm=1		証紙取扱者				
出納番号   年 月 日 を   下記の収入証紙を交付します。   出納番号   年 月 日   正紙取扱者 殿 下記の収入証紙を交付します。   宮崎県会計管理者 団   正紙取扱者 殿 宮崎県会計管理者   下記の収入証紙を交付します。   「出納薄登記 年 月 日 町 を 日 田 動産記 年 月 日 町 を 日 田 動産記 年 月 日 町 を 日 日 団 を 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		<b>新</b>					
出納番号   年 月 日 を下記の収入証紙を交付します。   宣崎県会計管理者 图   を							
解えて	Γ				1		
別記様式第10号中 証紙取扱者 殿 下記の収入証紙を交付します。 宮崎県会計管理者 回			出 納				
下記の収入証紙を交付します。    出納番号	DIED IV. N. CO. C. C. C.			年 月 日			
宮崎県会計管理者 回    出納番号	別記様式第10号中 				を		
出納番号   年 月 日 記紙取扱者 殿 宮崎県会計管理者 下記の収入証紙を交付します。   「記載取扱者 限 宮崎県会計管理者 下記の収入証紙を交付します。   日 即 を 日 日 申 を 日 日 申 日 申 を 日 日 申 日 申 日 申 日 申		下記の収入証紙を交付します。 	<b>台</b> ·広山	日本計算理学 回			
出納番号   年 月 日   に改める。   宮崎県会計管理者   下記の収入証紙を交付します。   日納簿登記 年 月 日				表式可自住在 凹	]		
出納番号   年 月 日   に改める。   宮崎県会計管理者   下記の収入証紙を交付します。   日 印   を 日 日 印   と 日 的   日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	_				٦		
年 月 日 に改める。 宮崎県会計管理者 下記の収入証紙を交付します。  「別記様式第13号の2中 出納簿登記 年 月 日 ® を 出納簿登記 年 月 日 」 に改め、同様式中「⑩」を削る。 別記様式第14号中「囮」を削る。 別記様式第15号及び別記様式第16号中「⑩」を削る。			出納番号				
宮崎県会計管理者 下記の収入証紙を交付します。  別記様式第13号の2中 出納簿登記 年 月 日 ⑩ を 出納簿登記 年 月 日  に改め、同様式中「⑭」を削る。 別記様式第14号中「囮」を削る。 別記様式第15号及び別記様式第16号中「⑭」を削る。			L L				
下記の収入証紙を交付します。  別記様式第13号の2中 田納簿登記 年 月 日 ® を 田納簿登記 年 月 日  に改め、同様式中「⑭」を削る。  別記様式第14号中「囮」を削る。 別記様式第15号及び別記様式第16号中「⑭」を削る。	3	E紙取扱者 殿		に改める。			
別記様式第13号の 2中 出納簿登記 年 月 日 ⑩ を 出納簿登記 年 月 日 ① に改め、同様式中「⑪」を削る。 別記様式第14号中「⑪」を削る。 別記様式第15号及び別記様式第16号中「⑩」を削る。			宮崎県会計管理者				
別記様式第13号の2中 出納簿登記 年 月 日 ® を 出納簿登記 年 月 日 。」 に改め、同様式中「印」を削る。 別記様式第14号中「印」を削る。 別記様式第15号及び別記様式第16号中「印」を削る。	下記の収入証紙を	を交付します。					
別記様式第13号の2中 出納簿登記 年 月 日 ® を 出納簿登記 年 月 日 。」 に改め、同様式中「印」を削る。 別記様式第14号中「印」を削る。 別記様式第15号及び別記様式第16号中「印」を削る。				J			
に改め、同様式中「⑪」を削る。 別記様式第14号中「⑪」を削る。 別記様式第15号及び別記様式第16号中「⑪」を削る。							
に改め、同様式中「⑪」を削る。 別記様式第14号中「⑪」を削る。 別記様式第15号及び別記様式第16号中「⑪」を削る。	別記様式第13号の2日	上 出納簿登記 年	月日印』を出	内簿登記	年	月 F	<b>=</b>
別記様式第14号中「圓」を削る。 別記様式第15号及び別記様式第16号中「⑩」を削る。 「							
別記様式第14号中「圓」を削る。 別記様式第15号及び別記様式第16号中「⑩」を削る。 「	アガム 日洋子中「@」	た.当』 ス					
別記様式第15号及び別記様式第16号中「⑩」を削る。 「	に以め、回休八円「側」 	(© 1,H 3)					
別記様式第15号及び別記様式第16号中「⑩」を削る。 「	別記様式第14县由「呼	□ を削る。					
Γ							
出納番号							
			出 納	番号			

年 月 日 別記様式第17号中 宮崎県会計管理者 殿 下記のとおり収入証紙を返納します。 証紙取扱者 印 出納番号 収入証紙返納書 年 月 日 に改める。 宮崎県会計管理者 殿 証紙取扱者 下記のとおり収入証紙を返納します。 出納番号 収入証紙返納受領証 年 月 日 別記様式第18号中 証紙取扱者 殿 下記のとおり収入証紙を受領しました。 宮崎県会計管理者 印 出納番号 収入証紙返納受領証 年 月 日 に改める。 証紙取扱者 殿 宮崎県会計管理者 下記のとおり収入証紙を受領しました。 上記のとおり宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第 11号) 第21条の規定により提出します。 別記様式第19号中 年 月 日 を 証紙取扱者 宮崎県会計管理者 殿 上記のとおり宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第21条第 1項の規定により提出します。 年 月 日 に改める。 証紙取扱者 宮崎県会計管理者 殿 上記のとおり宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第 11号) 第21条第3項の規定により提出します。 別記様式第21号中 年 月 日 部局又は出先機関の長 宮崎県会計管理者 殿 上記のとおり宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第21条 第3項の規定により提出します。

## 宮崎県公報

玍 目

部局又は出先機関の長

宮崎県会計管理者 殿

上記のとおり宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第 11号) 第21条第4項の規定により提出します。

別記様式第22号中

年. 月 日

部局又は出先機関の長

に改める。

な

に改める。

宮崎県会計管理者 殿

上記のとおり宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第21条 第4項の規定により提出します。

年 月 日

部局又は出先機関の長

宮崎県会計管理者 殿

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1第4号の改正規定は、同年5月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県収入証紙条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所 要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 県議会規則

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

宮崎県議会議長 中 野 一 則

#### 宮崎県議会規則第1号

#### 宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則(平成10年宮崎県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(資格決定の要求)

第 100条 議員の被選挙権の有無について、その決定を議会に要求 │第 100条 議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当す しようとする議員(以下「要求議員」という。)は、要求の理由 及び証拠書類を備えた資格決定要求書(以下「要求書」という。 ) 正副2通を作り、署名押印し、これを議長に提出しなければな

(被要求議員の答弁書)

らない。

第 102条 要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、議長は 、その副本を第 100条の決定を求められている議員(以下「被要 求議員」という。) に送付し、期日を定めて答弁書を提出させる 。ただし、期日までに提出することができない理由を証して延期 を求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる

(決定の通知)

第 105条 議会において被選挙権の有無を決定したときは、議長は「第 105条 議会において被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に 、決定書の謄本を作り、要求議員及び被要求議員に送付しなけれ ばならない。

改正後

るかどうかについて、その決定を議会に要求しようとする議員( 以下「要求議員」という。)は、要求の理由及び証拠書類を備え た資格決定要求書(以下「要求書」という。)を議長に提出しな ければならない。

(被要求議員の答弁書)

(資格決定の要求)

第 102条 要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、議長は 、その写しを第 100条の決定を求められている議員(以下「被要 求議員」という。) に送付し、期日を定めて答弁書を提出させる 。ただし、期日までに提出することができない理由を証して延期 を求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる

(決定の通知)

該当するかどうかを決定したときは、議長は、決定書の謄本を作 り、要求議員及び被要求議員に送付しなければならない。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 県議会告示

宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程及び宮崎県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。 令和4年3月23日

宮崎県議会議長 中 野 一 則

#### 宮崎県議会告示第1号

#### 宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程及び宮崎県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する告示

(宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正)

第1条 宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成7年宮崎県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。 別記様式第1号から別記様式第5号までの規定中「⑪」を削る。

(宮崎県政務活動費の交付に関する規程の一部改正)

第2条 宮崎県政務活動費の交付に関する規程(平成13年宮崎県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定及び別記様式第5号中「圓」を削る。

別記様式第6号及び別記様式第9号中「⑩」を削る。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程及び宮崎県政務活動費の交付に 関する規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

県議会文書取扱規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和4年3月23日

宮崎県議会議長 中 野 一 則

### 宮崎県議会告示第2号

## 県議会文書取扱規程の一部を改正する告示

県議会文書取扱規程(平成12年宮崎県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 [略]	第2条 [略]
	(文書作成の原則)
	第2条の2 事案の処理は、原則として文書によって行うものとす
	<u> 3.</u>
	2 職員は、事案の経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及
	び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう
	、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、その処理内容
	<u>等を記載した文書を作成しなければならない。</u>

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。